

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日：2025年6月24日

株式会社ヒューマンジャスト

代表取締役 根岸 靖

問合せ先： 取締役管理部長 眞木 裕
(03)6258-1291

U R L : <https://human-adjust.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのビジョンである「施術者の地位向上と業界の発展」に向け、従業員の士気を高め、地域医療の入り口として顧客や地域社会から信頼され、株主や債権者の皆様の信用を守る企業であり続け、以って持続的に企業価値を向上させることを目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に努め、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
根岸 靖	299,800	99.93%
上田 宗則	100	0.03%
キャロットキャピタル株式会社	100	0.03%

支配株主名	根岸 靖
-------	------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三谷 淳	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三谷 淳	—	—	弁護士資格を有しているため法律分野の知識は豊富であり、かつ当社事業への理解も深い人物であることから、当社社外取締役として適任であると判断しております。当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名以内
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査責任者は、定期的に情報交換、意見交換等を実施し、相互に連携を図っております。 また、当社は、会計監査人は設置しておりませんが、監査法人コスモスと監査契約を締結し、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。監査役、内部監査責任者及び監査法人は、四半期ごとに三様監査連絡会を開催しており、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果等について、相互に情報共有及び意見交換を実施し、連携を図っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福野 美和	弁護士													
加藤 裕司	公認会計士													
山崎 和弘	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

福野 美和	—	—	弁護士であり、法律に関する専門的な知識を有しているほか、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な顧問経験を有しております。これらの知見等を独立した立場から監査に生かすことができると考え、当社社外監査役として適任であると判断しております。 当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
加藤 裕司	—	—	公認会計士であり、大手監査法人や税理士法人等での勤務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの知見等を独立した立場から監査に生かすことができると考え、当社社外監査役として適任であると判断しております。 当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
山崎 和弘	—	—	大手生命保険会社の経理・財務部門及び内部監査部門における長年の経験のほか、常勤監査役としての経験を有しており、また、米国公認会計士、公認内部監査人等の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの知見等を独立した立場から監査に生かすことができると考え、当社社外監査役として適任であると判断しております。 当社との間には人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
—	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

年間報酬が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要な案件については取締役会開催前に事前報告などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

当社は、3名の常勤取締役(すべて業務執行取締役)及び非常勤取締役1名(社外取締役)の計4名で構成される取締役会を設置しております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役会及び監査役

当社は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(すべて社外監査役)の計3名で構成される監査役会を設置し、日常的な経営活動の監査を効率的かつ組織的に行っております。なお、定例監査役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時監査役会が開催され、取締役の法令及び定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は、監査役会規程に基づき、重要書類の閲覧及び役職員への質問等の手続きをとって、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の複数名の内部監査担当者が内部監査規程に基づき業務を監査しております。なお、自己の属する部門の監査を担当しないことで、相互に牽制する体制をとっております。各部門の監査結果につきましては、内部監査担当者より社長に対し報告し、改善を要する事項があった場合は、社長より各部門長へ改善指示書を発する体制をとっております。また、定期的に、内部監査担当者から取締役会に直接報告する機会を設けております。

ニ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月に株主総会を開催しておりますが、多くの株主が出席しやすいよう、他社の集中日を回避し株主総会を開催するよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使は実施しておりませんが、今後、株主数、株主構成等を勘案し、検討を行ってまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在特段の取組みは行っておりませんが、今後、株主数、株主構成等を勘案し、検討を行ってまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在は英文による提供は考えておりませんが、今後、株主構成等を勘案し、検討を行ってまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、適時開示情報や決算情報、特定証券情報等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク・コンプライアンス規程を整備し、管理体制を構築するとともに、コンプライアンス並びにリスク重要性を社内に浸透させ、当社を取り巻くステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現在、特段の取組みは行っておりませんが、今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、適時・適切な情報開示を重要な経営責任のひとつであると認識しており、透明性の高い経営の実現を目指すべく、適時開示体制を構築し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対して迅速、正確、公平な企業情報の開示に努めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。

現状においても、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力排除規程」において反社会的勢力との関係遮断に関する社内業務体制を定めるとともに、反社会的勢力による不当要求への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

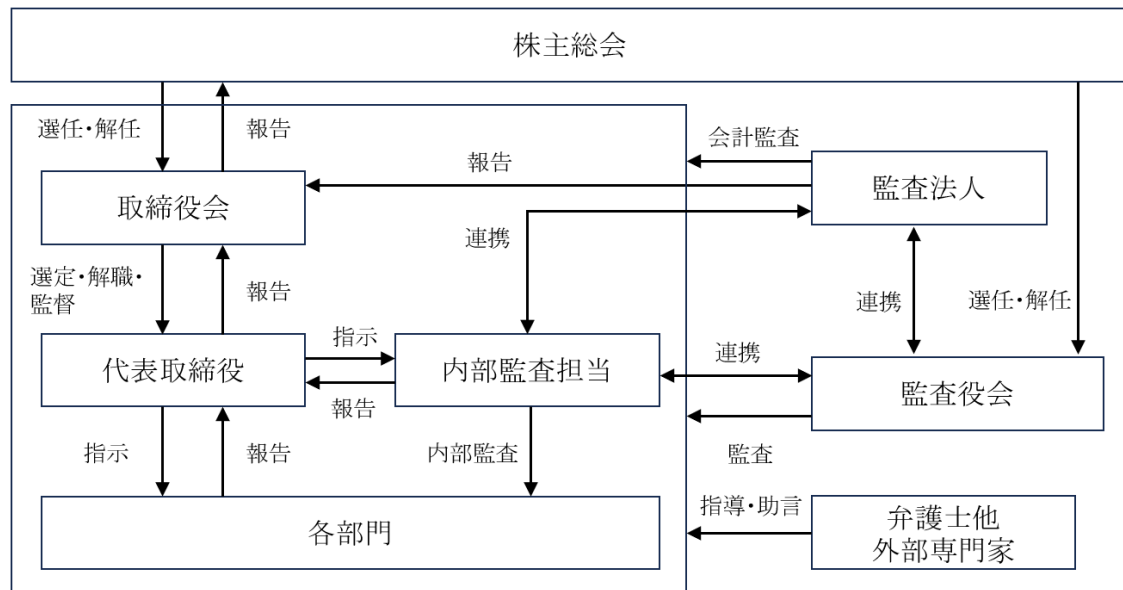
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。監査役、社外監査法人、内部監査担当の定期的監査実施を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。

【模式図(参考資料)】

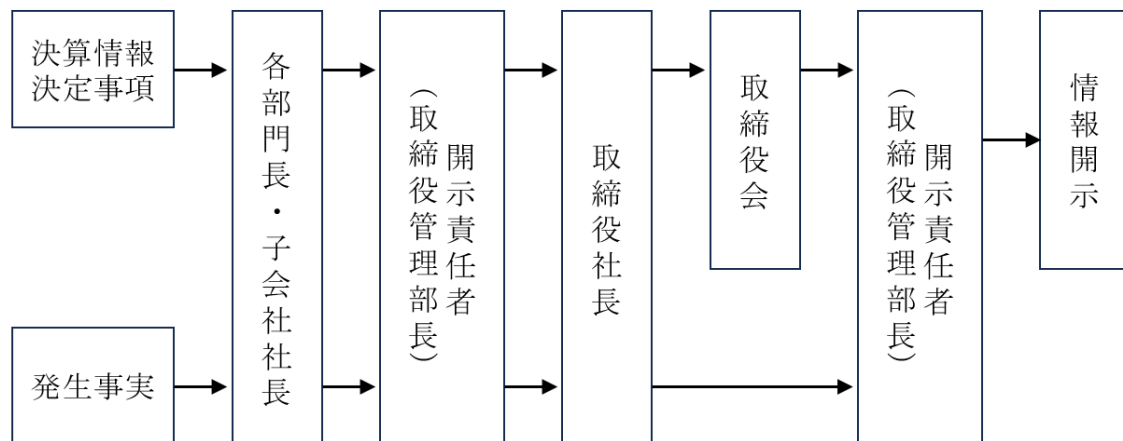
(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(2) 適時開示体制

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上